



FATF勧告24に関する動向

令和5年6月21日（水）
財務省 国際局



金融活動作業部会（FATF : Financial Action Task Force）

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（注）対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、相互審査を実施。
- 37か国・地域と2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。

（注）大量破壊兵器の拡散にかかる金融措置



FATF



（FATF加盟国一覧）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATF型地域体（FSRB）

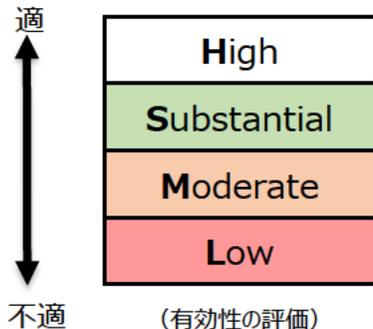
地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

地域
①アジア太平洋
②カリブ
③中露を含むユーラシア
④東・南アフリカ
⑤中央アフリカ
⑥ラテンアメリカ
⑦西アフリカ
⑧中東・北アフリカ
⑨欧州

FATF第4次対日相互審査結果

◆有効性の評価

評価項目		評価
1	マネロン/テロ資金リスクの評価	S
2	国際協力	S
3	金融機関等の監督	M
4	金融機関等によるマネロン/テロ資金対策	M
5	法人等の悪用防止	M
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	S
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	M
8	マネロン収益の没収	M
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	M
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	M
11	大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結	M

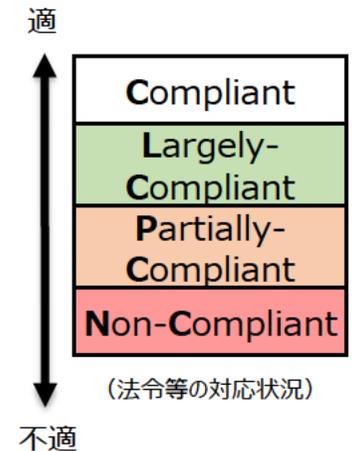


◆法令等の対応状況

内容	4次
1 リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC
2 国内関係当局間の協力	PC
3 資金洗浄の犯罪化	LC
4 犯罪収益の没収・保全措置	LC
5 テロ資金供与の犯罪化	PC
6 テロリストの資産凍結	PC
7 大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁	PC
8 非営利団体 (NPO)の悪用防止	NC
9 金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止	C
10 顧客管理	LC
11 本人確認・取引記録の保存義務	LC
12 PEP (重要な公的地位を有する者)	PC
13 コルレス銀行業務	LC
14 送金サービス提供者の規制	LC
15 新技術の悪用防止	LC
16 電信送金 (送金人・受取人情報の通知義務)	LC
17 顧客管理措置の第三者依存	N/A

内容	4次
18 金融機関グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店 現法への勧告の適用	LC
19 勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC
20 金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC
21 内報禁止及び届出者の保護義務	C
22 DNFBPにおける顧客管理	PC
23 DNFBPによる疑わしい取引の報告義務	PC
24 法人の実質的支配者	PC
25 法的取極の実質的支配	PC
26 金融機関に対する監督義務	LC
27 監督当局の権限の確保	LC
28 DNFBPに対する監督義務	PC
29 FIUの設置義務	C
30 資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
31 捜査関係等資料の入手義務	LC
32 キャッシュ・クーリエ (現金運搬者) への対応	LC
33 包括的統計の整備	LC
34 ガイドラインの策定義務	LC

内容	4次
35 義務の不履行に対する制裁措置	LC
36 国連諸文書の批准	LC
37 法律上の相互援助、国際協力	LC
38 法律上の相互援助：凍結及び没収	LC
39 犯人引渡	LC
40 国際協力 (外国当局との情報交換)	LC



第4次対日相互審査における評価結果（仮訳）

IO 5（法人と法的取極め）の全体的な結論

※IO：法制度の有効性の評価

- 法人が国のリスク評価書においてマネロンのリスクが高いと判断されたにもかかわらず、公共及び民間セクターにおける日本の法人及び法的取極めに関連したマネロン及びテロ資金供与のリスクについての理解度は低い。
- 2016年10月以降、金融機関及びほとんどのDNFBPsは、法人及び法的取極めに関する実質的支配者情報を収集し、検証するための妥当な措置を講じることを要求されている。また、2018年11月以降、公証人は、法人の設立の一環として新設会社の実質的支配者の確認に関与している。しかし、これらの比較的最近の義務に関連して、継続的顧客管理措置を実施する際の弱点は、実質的支配者情報の入手可能性にギャップがあることである。法執行機関が実質的支配者情報から得る有用な情報が限られているため、これらのメカニズムの有効性についても懸念が生じる。しかし、今要請されている公証人、金融機関及びDNFBPsによる確認は、新たに設立される法人の悪用を防ぐのに役立つはずである。日本の地域・グローバルな金融センターとしての重要性と、国際貿易における役割、及び犯罪者が日本の法人や法的取極めを利用する方法の文脈において、法人及び法的取極めの悪用を防止し、その実質的支配者に関する情報が権限のある当局に適時に提供されるためには、大幅な改善が必要である。

日本は、IO.5について、“moderate level of effectiveness”（4段階中下から2番目の評価、不合格水準）を達成していると評価される。

勧告24（法人の透明性と実質的支配者）の全体評価（抜粋）

※法令等整備状況の評価

- 法人の基本情報は、会社の登記簿から迅速に、又は会社自体から、権限ある当局に提供される。これが会社からどれだけ迅速かつ容易に得られるかは明らかではない。実質的支配者情報に関しては、公証人から得られる情報は限定的であり、金融機関及びDNFBPsから入手できる情報は、必ずしも完全ではない場合がある。これらの弱点は、権限ある当局があらゆる場合において正確で有益な情報を適時に入手できるわけではないことを意味する。

勧告24は「一部適合」（PC：4段階中下から2番目の評価、不合格水準）と評価されている。

FATF勧告24（法人）の改訂について

改訂の経緯

国際的な法人・信託の透明性向上の必要性

- パナマ文書など、租税回避や違法な資産の隠匿のために法人や信託が悪用されることがあるとの問題意識が国際的に高まっており、FATFが、実質的支配者情報の隠匿・詐称を通じた事例を含む、各国における法人の悪用事例を集めた報告書（2018年7月）を作成。



勧告24改訂（2022年3月）

- 法人の悪用を防止する観点から、勧告24を改訂。当局が法人の実質的支配者を特定するための多面的なアプローチを取ることの義務化を筆頭に、勧告事項が厳格化された。改訂された勧告については、2025年より順次実施される第5次審査から適用される。

勧告24の解釈ノート抜粋

改訂前	改訂後
法人による実質的支配者情報の取得、もしくは、捜査当局による法人の実質的支配者のタイムリーな特定を確保するために、下記の中から1つ以上のメカニズムを適用 A) 法人登記所 B) 法人による実質的支配者情報の取得・保持 C) 既存情報（レジストリ、金融機関等）の活用	捜査当局によって、法人の実質的支配者をタイムリーに特定するメカニズムの確保（A、Bの両方が必要） A) 企業に対してBO情報の取得・保持を義務化（カンパニーアプローチ） B) 公的組織（税当局、FIU、レジストリ等）によるBO情報の保持、又はその代替的メカニズムを義務化（レジストリアプローチ） C) 必要に応じて、補足的な手段（証券取引所、金融機関、DNFBPsによる情報）を活用

国内におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の主な動き

令和3年（2021年）

- 8月 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」設置
- 8月30日 第4次対日相互審査報告書公表
- 財務大臣談話
- 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」策定

令和4年（2022年）

- 5月19日 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」の策定
- 9月13日 対日相互審査フォローアップ報告書（第1回）公表
- 12月2日 FATF勧告対応法成立
- 12月20日 「世界一安全な日本」創造戦略2022 閣議決定

5. 具体的な対策

(5) 法人及び信託の透明性向上

近年のG7/G20等における国際的な議論において、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のみならず、腐敗等の不正な活動に実態が不透明な法人が利用されていることに強い危機感が示されている。そのため、各国に対しては、法人の透明性を向上させ、法人の悪用を防止する観点から、法人の実質的支配者情報を把握・管理する制度の構築が求められている。

我が国にとっても、実質的支配者情報を把握・管理するための取組は、開かれた国際金融センターの実現をはじめ、国際基準に合致したビジネス環境を整備するためにも重要である。

このような認識のもと、2022年1月に運用が開始された実質的支配者リスト制度の利用促進とともに、法人の実質的支配者情報の一元的かつ継続的・正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備に向けた検討を進める。

このほか、FATFにおける議論も踏まえながら、信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託についても、その実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施する。

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

3. 国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止、インテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策、有事に備えた国民保護施策、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等^[230]を推進する。

²³⁰ 多国間の枠組み等を通じた国際的な取組を含む。